

公益社団法人日本カーリング協会 マーケティング委員会規程

第1章 総則

第1条 この規定は、公益社団法人日本カーリング協会(以下「本協会」という。)定款第5条
第1項及び運営規則第6条第2項に基づいて設置されたマーケティング委員会に関する
ことを定める。

第2章 目的

第2条 本委員会は、事務局と連携し、本協会のマーケティングならびに広報に関する業務を統
括する事を目的とする。

第3章 所管事項

第3条 本委員会は、次の事項を審議、処理執行し、委員会において決議された事項は理事会
に報告しなければならない。

- (1)カーリングファン獲得のための企画立案
- (2)協賛収入獲得のための商材研究・開発に関する事項
- (3)協賛企業・団体との連絡・調整・折衝に関する事項
- (4)協会 Facebook、twitter、インスタグラム等 SNS を通じた広報活動に関する事項
- (5)マスメディア、WEB メディアを通じた対外広報活動に関する事項
- (6)前各号に伴う本協会理事会・各専門委員会・各特別委員会との連絡・調整に関する事項
- (7)その他本協会のマーケティングに関する一切の事項

第4章 組織

第4条 この委員会に次の委員を置く

- (1)委員長 1名
- (2)副委員長 必要に応じて若干名
- (3)委員 若干名

第5条 委員長は、理事会の選考に基づき、会長が委嘱する。

2 副委員長は、委員会の決議をもって定める。

3 委員は、マーケティングに関する知識や知見を持ち合わせる本協会理事、本協会加盟団
体役員及び学識経験者のうちから、理事会の承認を経たうえで、会長が委嘱する。

第5章 任期

第6条 委員の任期は、委嘱日から開始し、本協会理事の任期と同じく終了する。ただし、
再任を妨げない。

第6章 委員会

第7条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。ただし、委員長が召集できない時は、副委員長がその任を負う。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところとなる。

3 書面又は電磁的記録による委員会の場合、定款第 34 条にある書面による理事会の決議と同様に、委員全員の賛成をもって決議があつたものとみなす。

4 委員会を開催した時は、議事録を作成し、速やかに理事会に報告すると共に事務局にて保存する。

第8条 本協会会长、副会长、専務理事、常務理事及び事務局長は、委員会に出席し、意見を述べることができる。また、委員長が許可した場合に、理事が出席し、意見を述べることができる。

第9条 委員長が必要と認めるとき、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

第7章 規定の変更

第10条 この規定は、理事会の議決により変更できる。

附則1

1 この規則は令和2年 6 月 20 日から施行する。

令和2年11月25日改訂同日施行。